**おいらせ町浄化槽設置工事基準書**

**令和4年4月1日**

**1.掘削工事**

①掘削面積は槽の外形より概ね30cm以上大きく掘削しなければならない。

②地下に埋設したガス管、水道管等の損壊を招かないように努めるとともに、適切な保護措置を講じること。

③掘削は、土質・地下水・周辺の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、適切なのりをつけるか、または**土留め（原則、深さ1.5m以上の根切り工事を行う場合）**を設置する等の対策を講じること。

**※施工場所により上記方法が困難な場合は、別途協議とする。**

④労働安全衛生法令に基づき、掘削深さ2m以上の場合は、作業主任者の監督のもとで行うこと。

⑤掘削場所に近接して建築物等がある場合は、地盤の補強等、近接建築物の傾斜、倒壊を防止するために必要な措置を講ずること。

⑥掘削深においては、基礎が不安定となったり、水平の狂いを生じたりするため、

所定の深さ以上に掘削しないこと。万一過掘りとなった場合は埋戻しを行わず、基礎コンクリートで調整すること。

**2.基礎工事**

①基礎工事は、地耐力及び浮上防止を考慮して決定するものとして、原則として浄化槽には鉄筋コンクリート基礎を設ける。このとき基礎の沈下又は変形を生じないように留意すること。

なお、基礎等の厚さについて、以下の表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 種別 | 基礎等の厚さ［mm］ |
| 処理種別及び処理対象人員 |
| 小規模合併処理 | 合併処理 |
| 50人以下 | 51～500人以下 |
| 切り込み砂利又は切り込み砕石 | 100以上 | 150以上 |
| 捨てコンクリート | 50以上 | 50以上 |
| 鉄筋コンクリート | コンクリート厚さ | 150以上 | 200以上 |
| 配筋 | D10-200＠（シングル） | D13-200＠（ダブル） |

引用：「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成31年版」

②基礎コンクリート厚は100mm以上とする。ただし、上部に荷重がかかる場合のコンクリート厚は150mm以上とすること。

③**既成底板を使用する場合は、事前承認を必要とする。**また、既成底板は現場打

ち基礎と同等以上の強度を有するものとし、保証書及び構造計算書があるものを使用可能とする。

④基礎コンクリート用「型枠」を必ず設置し、コンクリートを水平に打設すること。尚、型枠材は木材以上の強度を有するものを使用すること。

⑤コンクリートの打ち込みは、打上りが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

⑥ポンプ層を設置する場合の基礎及びスラブ工事の施工については町と協議すること。

**3.不等沈下防止等のための支柱設置（マニュアル参照）**

**4.浄化槽搬入・据付け**

①搬入車からはクレーンによる荷下ろしとし、浄化槽を落下させたり、底板コンクリートに突起物がないか注意して据え付けること。

②流入口、放流口等のレベル確認を十分に実施すること。

③水張りにより浄化槽本体を安定させ、埋戻し前に破損及び水漏れ等を確認すること。

④ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。

⑤薬剤筒の有無・傾きを確認すること。

⑥槽内を満水にし、放流口から均等に水が流れるよう調整する。

⑦地下水位が高い場合、浮上防止ベルト等の浮上防止対策を必ず実施すること。

**5.埋戻し・マンホール嵩上げ**

①埋戻しの前に、必ず流入側から浄化槽本体の規定水位まで水張りを行うこと。

②埋戻しは、石、コンクリート等の混入の無い良質の土砂を使用し、周囲を均等に埋め戻し、十分な水締め・突き固めを行うこと。（発生土による埋戻しは原則不可。）

③嵩上げ材料は、純正アジャスターを使用し、ビス止めのうえコーキングを実施すること。

④嵩上げ高さは300mmを上限とし、それ以上はピット構造とすること。

⑤マンホールの嵩上げは十分に本体に固定させること。

**6.臭突管工事（別途協議とする）**

**7.ブロワ―工**

ブロワーの据付位置は、次の点に留意しつつ設置者と協議して選定すること。

①送気配管の距離は、できるだけ短い場所を選定し、配管の長さは10m以内で曲がりは最低限度にとどめ、規定の送風量が確保できるものとする。

②直射日光及び風雨が当たり難く、湿気が少なく風通しの良い建物沿いとする。

③保守点検が容易な場所に設置すること。

④電源コンセントは防水型とすること。

⑤運転音及び振動に考慮し、寝室・居間からできるだけ離れた位置とすること。

⑥ブロワーの基礎は地盤より10cm以上高くし、ブロワー本体の外寸より5cm以上大きくし、コンクリート造りとする。

※各浄化槽メーカーの「浄化槽施工要領書」等を参照。

⑦ブロワーを確認し、接地工事（アース）が必要なものは必ず施工すること。

⑧ブロワーの稼働を制御するためのタイマー等が付設されているものについては、その制御装置の作動状況を確認すること。

⑨ブロワーには、点検の妨げや熱がこもるような構造物を設置しない。

**8.排水工事**

①下水道排水設備指針（日本下水道協会）にのっとり施工すること。

②汚水管（雑排水を含む）の最小口径Φ100以上とし、硬質塩化ビニール管を使用すること。

③桝は樹脂製のインバート桝又はトラップ桝を使用し、起点、屈曲点、合流点及び管径・勾配の変化するところ、及び直線部なっては内径の120倍を超えない範囲で設けること。又、トラップ桝を使用する場合には二重トラップにならないよう、十分注意すること。

④**管勾配は1/100以上で、最小土被りは概ね20cm以上**とし、管の露出配管は認めない。やむを得ず露出させる場合は、さや管等の適切な保護対策を講じること。

**※施工場所により上記方法が困難な場合は、別途協議とする。**

⑤雨水や足洗い場の排水は接続してはならない。

⑥浄化槽放流管は、雨水時の高水位で逆流しないよう、放流水路との推移差を適切に確保すること。

⑦桝における配管貫通部は確実にシール（パッキン）すること。

⑧**浄化槽本体の流入部（1m以内）に桝を設置すること。**

⑨放流先は浸透桝とする。

※排水設備は浄化槽設備士の責任の範囲であり、不適な場合は、浄化槽設備士の責任において、早急に改善すること。

**9.ポンプ設備設置（別途協議とする）**

**10.提出写真について**

①着工前・本体確認・竣工写真には浄化槽設備士が必ず入らなければならない。

②着工前及び竣工写真には、浄化槽の設置位置が判るもの（設置予定箇所をテープ等で示す）をつけること。

※既設単独浄化槽の撤去がある場合は、既設の撤去位置がわかる写真とすること。

③工事写真は、工事用黒板を掲げ、撮影年月日を記して工種・工程ごとに撮影すること。

④A4の台紙で整理し、［設置者名・設置場所・施工業者名・工事期間］を記した表紙をつけること。

**11.竣工の確認等**

①浄化槽設備士は、工事完了後5日以内に工事完了届を提出すること。

②実績報告書は、事業完了後30日内若しくは3月20日のいずれか早い日までに提出すること。

③実績報告書の提出後、町の確認検査ができる状況にしておくこと。

④確認検査により指摘箇所があった場合は、速やかに手直し等の措置をすること。

**12.その他の留意事項**

①町補助金交付決定後に着工すること。

**※交付決定の前に着工した場合は、補助の対象とならない。**

②疑義がある場合は、町担当者と協議の上施工すること。

③万が一、トラブルが発生した場合は、相手方に誠意を持って対応し、当事者間で必ず解決すること。

④この基準書は浄化槽人槽10人までに適用し、それ以上の人槽の設置の場合については町担当者と協議すること。

⑤この基準書に定めのない事項は、次の指針及び基準等による。

・国交省：浄化槽の設計・施工上の運用指針

・　〃　：公共建築工事標準仕様書・機械設備工事編

・　〃　：公共建築数量積算基準

・　〃　：営繕工事写真撮影要領

・建設省：建築工事安全施工技術指針

・　〃　：建設工事公衆災害防止対策要綱・建築工事編

・　〃　：建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造

　　　　を定める件

・環境省：建設廃棄物処理指針

・　〃　：浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計

画に関する省令

・その他・浄化槽システム協会：浄化槽に接続する宅地内配管について

　　　　・日本下水道協会：下水道排水設備指針